



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

T 320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.132
3月号

安全衛生に関する研修会を開催しました

2月15日(水)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて、産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るため、安全衛生に関する研修会が開催され、協会員25名が参加しました。



【講義する二階堂先生】



【会場風景】

テーマ：最近の関連法令の改正情報と労働災害の防止

講 師：二階堂労働安全コンサルタント事務所 二階堂 久 氏

○山口副会長からの挨拶

産業廃棄物処理業界は他産業に比べ労働災害が多く、当協会でも毎年研修会を開催しておりましたが、ここ2年新型コロナウイルス感染症により、この研修会は実施できませんでした。そこで、研修会の代わりに、昨年4月から、毎月発行する会報に今回の研修会の講師である二階堂先生に労働安全衛生に係る記事を書いていただき、労働災害の未然防止に努めているところであり、今後も安全衛生意識高揚を図っていきたい。

○講義内容

最近の労働災害事例に対する安全対策及び産業廃棄物業に関連する道路交通法や建設業法の改正について、動画や写真を用いて具体的な事例紹介やクイズ形式などによる留意事項をご講義いただきました。受講された方も、日常業務での労働災害防止対策や労働安全衛生基準、道路交通法等の改正ポイントについて、改めて認識されたことだと思います。

【アンケート結果（抜粋）】

- ・交通安全テスト、危険予知トレーニングで危険を再確認させて頂きました。また、法改正も確認できて良かったです。
- ・実際のフォークリフトの事故を映像で見られて、事故予防のイメージができました。
- ・知らないうちに変わっている法律があったので、これを機に社内で情報共有して役立てたいと思いました。毎日乗っていても、道路標識など忘れていたのがあって勉強し直したい。
- ・改正され、知らなかった法令などがあったので、早速対応していきたいと思います。
- ・大変勉強になりました。普段の自分の行動に気を付けていきたいと思います。

～協会ニュース～

【青年部】

全体会及び勉強会を開催しました

2月17日(金)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、全体会及び勉強会を開催し、小林部長はじめ14名が参加しました。

○全体会 予定している環境学習出前授業や関東ブロック賀詞交歓会のほか、来年度の協会事業、全国協議会事業などの取り組みについて協議しました。

○勉強会 テーマ：「成功企業から学ぶ「人材確保・採用」の極意 デジタル採用戦略」
講 師：船井総合研究所 HR支援部 マネージャー 大村 在龍 氏、

ハイブリット形式で開催。産業廃棄物処理業界は人手不足が常態化しており、人材を確保することが喫緊の課題であります。大村氏からは、自社ホームページとは別の採用に特化したホームページ媒体を活用する採用戦略の重要性や実際に成功した中途採用事例のほか、高卒新卒採用を成功するために必要なポイントについて解説いただきました。参加された青年部員からは、今までの採用活動を見直し、今後の採用に活かしていきたいと意見が出るなど、有意義な勉強会になりました。



【講義する大村氏】



【会場風景】

関東ブロック新春講演会及び賀詞交歓会を開催しました

2月24日(金)、千葉市の三井ガーデンホテル千葉において、関東ブロック新春講演会及び賀詞交歓会が開催され、1都7県の青年部員、来賓者等80名が参集しました。

○新春講演会 テーマ：大人のたしなみ～カッコいいスーツの着こなしポイント～
講 師：株式会社オンワードパーソナルスタイル顧客開発部 山陰 秀樹 氏
スーツに関する知識向上や着こなし術のポイントなどについて、ご講演頂きました。

○賀詞交歓会

伊澤関東ブロック長が主催者挨拶を行った後、来賓の千葉県協会の杉田会長から祝辞を頂戴しました。その後、設楽直前関東ブロック長のご発声により乾杯を行い、祝宴へと移行。途中、各都県協会から実際にスーツをオーダーした方のビフォーアフター披露会(栃木協会は小林部長)、各協会の記念撮影を行い、閉会の辞として、次回交流会開催担当地である茨城協会の稻葉部会長より、設営を行った千葉協会への感謝の言葉と今後の業界発展や会員企業の繁栄を祈念し、盛会裏に終了しました。



【新春講演会 講義する山陰氏】



【賀詞交歓会 栃木協会青年部】

令和5年度許可等講習会について

日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可等講習会は、オンライン形式及び対面形式により開催され、栃木会場は全てオンライン形式になります。オンライン形式とは、事前にパソコンで講義動画を視聴して受講し、試験会場で修了試験を受ける2段階形式のオンライン型講習会です。

受講される方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申込みください。

* 受付開始日時：令和5年3月27日（月）9:00～

■栃木県の試験会場：コンセーレ 大ホール（1F）宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-624-1417

○【新規】産業廃棄物の収集・運搬課程

| 開催日時 | 時間 | 定員 | 受講料（税込） |
|--------------|-------|----|----------|
| 令和5年6月29日（木） | 9:50 | 75 | 25, 300円 |
| 令和5年9月28日（木） | 9:50 | 75 | 25, 300円 |
| 令和6年1月31日（水） | 13:30 | 75 | 25, 300円 |

○【更新】産業廃棄物の収集・運搬課程

| 開催日時 | 時間 | 定員 | 受講料（税込） |
|--------------|-------|----|----------|
| 令和5年6月30日（金） | 9:50 | 75 | 16, 500円 |
| 令和5年8月30日（水） | 13:30 | 75 | 16, 500円 |
| 令和5年9月29日（金） | 13:30 | 75 | 16, 500円 |
| 令和6年1月30日（火） | 13:30 | 75 | 16, 500円 |
| 令和6年1月31日（水） | 9:50 | 75 | 16, 500円 |

○【更新】産業廃棄物の処分課程

| 開催日時 | 時間 | 定員 | 受講料（税込） |
|--------------|-------|----|-----------------------|
| 令和5年9月28日（木） | 13:30 | 50 | 20, 900円 *33, 000円 |

*収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合

○特別管理産業廃棄物管理責任者

| 開催日時 | 時間 | 定員 | 受講料（税込） |
|--------------|-------|----|----------|
| 令和5年6月29日（木） | 13:30 | 75 | 13, 200円 |
| 令和5年8月30日（水） | 9:50 | 75 | 13, 200円 |
| 令和5年9月29日（金） | 9:50 | 75 | 13, 200円 |
| 令和6年1月30日（火） | 9:50 | 75 | 13, 200円 |

当協会で受講申込み及び講義動画が視聴できます！

当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担はございません。（講習会の受講料のみ）是非、御相談ください。TEL028-612-8016

<受講申し込みから、受験までの流れ>

- ・受講の申し込みは、事前に当協会に御連絡後来所していただき、受講申込みを行います。
- ・申し込みを行うと、送付先住所にテキストが届きますので、テキストを持参し栃木県立美術館普及分館会議室にてリモートで「講義動画」を視聴していただきます。
- ・試験日に、会場である「コンセーレ」に行き、受験していただきます。

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、協会員の 株式会社栃環 に訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社栃環 代表取締役 山口 利男

本 社：栃木県宇都宮市上籠谷町 1351 番地 1

TEL 028-667-5126 FAX 028-667-5127

設 立；昭和 60 年 3 月

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物収集運搬業

栃木県 00900016736、茨城県 00801016736、埼玉県 01101016736

千葉県 01200016736、神奈川県 01400016736、福島県 00707016736

○特別管理産業廃棄物収集運搬

栃木県 00950016736、福島県 00757016736

3 経営理念・環境方針

昭和 60 年に栃木綜合管理株式会社として産業廃棄物収集運搬業を設立。

平成 11 年に社名を株式会社栃環に変更後、特別管理産業廃棄物収集運搬の許可を取得し、お客様のご要望に応えられる範囲を増やしサービス向上に取り組んで参りました。

4 会社からひと言

弊社はおかげさまで創業 38 周年を迎える事が出来ました。

栃木県内を中心に産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬をさせていただいております。お客様のご要望に合わせ、出来るだけ負担のかからない方法のご提案をさせて頂いております。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～廃棄物処理問題～

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は、プラスチック資源循環促進法もスタートし、関係がある方も徐々に増えていくと思われる、ということで廃プラの処理施設についてでしたね。では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、事業者が自ら処理のために廃プラスチック類の破碎施設を設置しようとする場合、次のうち、正しいものはどれか。

- (1) 施設の公称能力が日 10t であっても、実際に 1 日 4t のみを投入し、処理する場合、許可は不要である。
- (2) 施設の公称能力が日 10t であっても、実際に 1 日 2 時間程度の運転で 2.5t のみの処理の場合、許可は不要である。
- (3) 施設の公称能力が日 10t であれば、実際の処理量や運転時間にかかわらず許可施設になる。
- (4) 施設の公称能力が日 10t であれば、許可施設にはならない。
- (5) 施設の公称能力が日 10t であっても、自ら処理の場合は許可施設にはならない。

【解説】

法第 15 条の施設は規模や処理の内容から生活環境保全上支障を引き起こすおそれがある施設として許可が必要な施設であり、政令第 7 条に施設が規定されている。このうち、問題にある廃プラスチック類の破碎施設では「1 日あたりの処理能力が 5t を超えるもの」は同政令第 7 号に規定され、許可施設となる。

また、法第 15 条の施設の処理能力については、「施設が標準時間に処理できる廃棄物の量をもって表すもので、いわゆる施設の公称能力である。したがって、例えば 1 日の標準運転時間が 8 時間のものは、1 時間あたりの処理能力の 8 時間分をもって表す」(昭和 46 年 10 月 25 日環整第 45 号厚生省通知) とあり、さらに「実稼動時間が 1 日あたり 8 時間に達しない場合には、稼動時間を 8 時間とした場合の定格標準能力とする」(昭和 52 年 11 月 5 日環産第 59 号厚生省通知の問 19) とある。

したがって、(1)、(2) は許可不要とはならない。また、工場又は事業場内のプラント（一定の生産工程を形成する装置をいう）の一部に組み込まれている場合は許可施設とはならない（前出の昭和 46 年通知及び平成 17 年 3 月 25 日環廃産発第 050325002 号環境省通知）。

また、法第 15 条施設の設置許可は自社か処理業であるかは問わないものである。（ただし、移動式破碎施設は例外）

正解 (3)

このことは、民間の方が処理施設を設置する時に注意しなければならない点です。処理施設を設置しようとするときは、どうしても多少の余裕を持たせ、大きめのものを設置しがちです。その時、「能力は大きいけれど、うちはそれほど稼働させないから設置許可の必要な <1 日あたりの処理能力が 5t を超えるもの> には該当しないな」と考えてしまう。ところが、商売繁盛していくのにか 24 時間フル操業。<1 時間 0.5 トン> の能力だと <1 日 24 時間では 12 トン> となってしまって、いつの間にか「無許可設置」状態になってしまっている、という事態。なお、解説の（ただし、移動式破碎施設は例外）という括弧書きは平成 13 年に出されています次の経過措置のことです。

～廃棄物処理問題～

(経過措置)

第二条 当分の間、移動式がれき類等破碎施設（この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第七条第八号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設であって移動することができるよう設計したもの）を設置しようとする者（事業者に限る。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この条において「法」という。）第十五条第一項の許可を受けることを要しない。

この経過措置もなんか勘違いした業界の圧力に屈して規定された感じで、BUNさんとしては「理屈に合わないルール」だなあと思っています。

この感覚を共有していただくために次の問題に挑戦してみて下さい。

Q、建設系廃棄物において、下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくとも当該廃棄物の運搬を行うことを可能とする状況がある。次のうち、その状況ではないのはどれか。

- (1) 請負代金の額が500万円以下であること。
- (2) 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事、すなわち維持修繕工事であること。
- (3) 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- (4) 1回あたりに運搬される量が、3m³以下であること。
- (5) 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

【解説】

法第21条の3第1項の規定により建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が事業者とされることから、廃棄物を排出した事業者ではない下請負人は廃棄物処理業の許可がなければ廃棄物の運搬を行うことはできないこととなる。しかし、廃棄物処理業の許可がない限り下請負人が一切廃棄物の運搬ができないとすると、建設工事に伴い生ずる廃棄物が建設工事現場に放置されるなど、適正処理の観点からかえって望ましくない事態を招くおそれがある。

そこで、生活環境の保全に支障が生じない範囲内であり、かつ、法の遵守について担保可能な範囲内であるものとして環境省令で定める廃棄物については、建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくとも当該廃棄物の運搬を行うことを可能とした。

(4) の量は3m³ではなく1m³である。（省令第18条の2）

正解(4)

先の政令経過措置でBUNさんが何を不満と思うかについて。

この問題のとおり建設系廃棄物については、元請が排出事業者になります。そうなると、移動式破碎施設を解体現場に持って行って破碎するケースでは、元請として移動式を持っていたときは15条処理施設設置許可は不要だが、下請として持っていたときは設置許可が必要となってしまいます。「業」許可なら理解出来ますが、「処理施設設置」許可について、しかも「がれき類等破碎施設」についてだけ設置許可が不要になるという理屈がどうにも納得出来ないです。まあ、この愚痴の詳細はまた別の機会に。

宿題は前述の「建設系廃棄物の元請、下請」の関係から。

宿題Q

建設系廃棄物において、下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくとも当該廃棄物の運搬を行うことを可能とする状況がある。次のうち、その状況として規定されていないのはどれか。

- (1) 元請、下請間で書面による請負契約で定めていること。
- (2) 元請業者が所有権を有するものに運搬されるものであること。
- (3) 元請業者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するものに運搬されるものであること。
- (4) 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設であること。
- (5) 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が1,000万円以下であること。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—コラム—

○産業廃棄物広域認定制度認定状況

産業廃棄物広域認定制度は、製造事業者による自主的な回収・リサイクルについて、産業廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度です。2022年には15件が新たに認定されました。

2022年に認定された案件では、ヘルメットやハンガーなどのプラスチック製品が含まれています。この制度とプラスチック資源循環促進法の自主回収・再資源化事業計画の認定は、制度趣旨において共通する部分があります。しかし、産業廃棄物の広域認定制度では、他社製品や一般廃棄物が扱えないなどの差があります。多様な認定制度とその運用の違いなどに戸惑いもあるでしょう。長期的には制度の簡素化が必要になると思います。

https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/jokyo_1.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年2月27日掲載)

○専ら物に関する新通知

環境省は令和5年2月3日付けの通知（環循適発第2302031号）で、専ら物の取扱いに関する新たな通知を発出しました。

廃棄物処理法第7条及び第14条は、廃棄物の収集運搬及び処分について、処理業の許可が必要であると定めています。しかし、例外として「専ら物のみ」を扱う者については、処理業の許可が不要だとしています。

この「のみ」の解釈について、昭和46年10月16日通知（衛整43号）では、「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち古紙、くず鉄（古銅を含む）、あきびん類、古纖維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」としていました。

今回の新通知では、専ら物を扱うために許可不要となる事業者の範囲について、「専ら再生利用の目的となる廃棄物以外の廃棄物の処分等を主たる業として行っている者でも同様であり、当該専ら物の目的となる廃棄物の処分等については、廃棄物処理業の許可は要しない。」とされています。たとえば産廃業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可なく、一般廃棄物の古紙や古纖維類を運搬できること等が明確化されました。

<https://www.env.go.jp/content/000110199.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年2月14日掲載)

○クリーンウッド法の改正

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）は、2016年に制定された、違法伐採木材流通防止を目的とする法律ですが、今年改正を予定しています。

現在の法律では、木材輸入業者、国内加工事業者などの自主的取り組みにより、合法伐採木材の確認を進めています。しかし、違法伐採木材の流通を防ぐためには、輸入時点での確認を強化する必要があります。そこで、今回の改正では輸入業者を中心として、確認の義務化が予定されています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4minaosi01.pdf>

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4minaosi02.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年2月13日掲載)

ワンポイント

安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

厚生労働省では、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスを行っています。所轄労働基準監督署に申請または届出を行う場合に使用する様式を、みなさんがインターネットを利用して作成するサービスです。

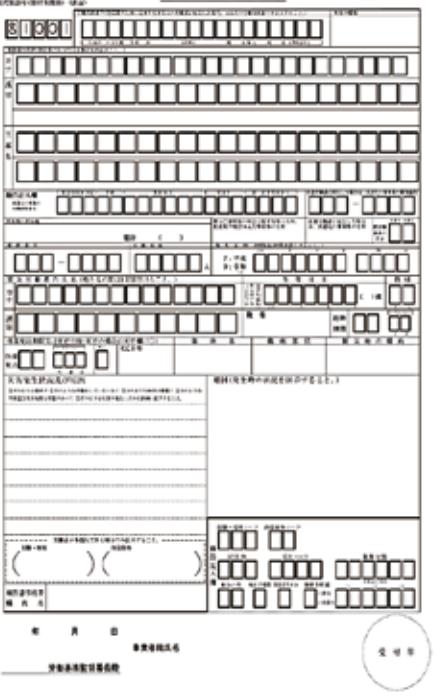
現在は以下の帳票を作成ができます。

- ・労働者死傷病報告（図表1）
- ・定期健康診断結果報告書
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（④ストレスチェックの報告）
- ・総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告書

本サービスで作成した帳票は、必ず印刷し、所轄の労働基準監督署に提出してください。

なお、このサイトを利用する場合、事前の申請は必要ありません。インターネットがつながる環境があればどなたでも利用できます（サイト内「よくあるご質問」より）。

図表1 「労働者死傷病報告」の入力画面



①労働保険番号

都道府県 (必須) [半角数字2桁]

所掌 (必須) [半角数字1桁]

管轄 [半角数字2桁]

基幹番号 (必須) [半角数字6桁]

扶養号 [半角数字3桁]

被一括事業者番号 [半角数字4桁]

②事業の種類

事業の種類 (必須)

大分類 中分類

③事業場の名称

法人番号 (半角数字13桁以内)

入力エリア

CSP労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～相談事例～

こんな時、どうするの？ SDGs の趣旨を踏まえた新規事業



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問 1)

当社は現在廃棄物に関連した事業は実施していませんが、新規事業として SDGs の趣旨に沿った事業を始めたいと思います。具体的な事業内容は、食品工場から排出される動植物性残さを家畜の飼料やたい肥に加工することです。

食品工場から排出される動植物性残さはどのように処理されていますか。

(回答 1)

食品工場から排出される動植物性残さは、産業廃棄物に該当し排出事業者（食品工場）が自ら処理するか、廃棄物処理法に基づき委託基準に従って、廃棄物処理法に基づく許可を取得している処理業者に委託しています。

一口に食品工場と言っても多種多様であり、食品工場から排出される動植物性残さも様々です。飼料になるような動植物性残さもあれば、飼料にもたい肥化にも向かない動植物性残さもあります。

例えばおからなどは飼料になりそうな動植物性残さですが、そのようなものは飼料に利用されているかどうかは定かではありません。野菜くずなどはたい肥になりますが、塩分が高い漬物くずやマヨネーズ等のペースト状の廃油・汚泥のたい肥化はなかなか難しいと思います。

(質問 2)

食品工場から排出される廃棄物の処理を始めるにはどうしたら良いですか。

(回答 2)

現在稼働している食品工場の産業廃棄物は既に処理されているわけで、そこに入り込むことはなかなか難しいのではないかと思います。当協会の会員にもたい肥化施設を設置している者もあり、処理ルートは確立しています。そこに割って入るのは、排出事業者にとってより魅力的なスタイルでないと入り込めないと思います。

新規立地の食品工場などをリサーチして、立地に合わせて受託することが考えられます。

(質問 3)

既存の食品工場の排出事業者は廃棄物処理法に基づく許可業者に処理を委託しているとのことです、廃棄物処理法に基づく許可の取得はどのような手続きが必要ですか。

(回答 3)

栃木県では、産業廃棄物の処理を実施する場合、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づき事業計画を提出し、関係法令を洗い出し教示します。その内容を確認し施設の設置が可能と判断すれば事前協議書を提出し、協議終了後、施設を設置し許可申請します。

しかしながら、たい肥化などのリサイクル施設を設置する場合は、製造した製品が円滑に利用されないと監督官庁から指導を受ける場合がありますので、製造した製品の利用先の見通しを事業開始前に確認（確保）することが大切です。

すでに食品工場の動植物性残さの処理を実施している会社を、企業ごと買収する手段（M&A）もあります。これが一番手っ取り早いとは思います。

宮廃対第1297号
令和5年3月2日

公益社団法人 栃木県産業資源循環協会
会長 菊池清二様

宇都宮市長 佐藤栄一
(環境部廃棄物対策課扱・公印省略)

事業所から排出される非感染性使用済紙おむつの取扱いについて（依頼）

本市の環境行政につきまして、日頃から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、市内の事業所から排出される非感染性の使用済紙おむつにつきましては、今後、下記のとおり取扱いを見直すことといたしましたので、会員の皆様に御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 非感染性の使用済紙おむつの処理方法

【従来】 産業廃棄物（廃プラスチック類）として処理
↓
【見直し後】 事業系一般廃棄物（焼却ごみ）として処理

2 処理施設

- クリーンパーク茂原（宇都宮市茂原町777-1）
- クリーンセンターや下田原（宇都宮市下田原町3435）

3 取扱い開始日

令和5年4月1日

4 注意事項

- 特別管理産業廃棄物管理責任者が感染性廃棄物と判断する使用済紙おむつについては、これまで同様「感染性廃棄物」として処理することとなります。
- 非感染性使用済紙おむつの処分に当たっては、衛生面の観点から、下記の事項にも十分留意してください。
⇒
 - 汚物は、トイレに流してください。
 - 悪臭の発生を防止するなど、適正に保管してください。

【お問い合わせ先】宇都宮市 環境部 廃棄物対策課（担当：安達、三堂地）

電話番号：028-632-2929 Eメール：u0713@city.utsunomiya.tochigi.jp

産業廃棄物の処理業者・排出事業者のみなさまへ

・優良産廃処理業者認定制度

住 所 栃木県宇都宮市〇〇町〇丁目〇番〇〇号

氏 名 株式会社 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 塚本 大郎

廃棄物の収集及び清掃に関する法律第10条第1項の許可を受けた者であることを示す。



許可番号 009001XX XXX

優
良

許可の年月日 令和9(2027)年1月1日

許可の有効年月日 令和9(2027)年12月31日

1. 審査の範囲

(1) 許可の種別

収集、運搬（積替えを除く）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物には水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨）

① 積替えを除くもの

- ・燃え残り
- ・汚泥（水銀含有産業廃棄物、水銀含有廃棄物を含む）
- ・廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）
- ・廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）
- ・瓦・プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）

優良認定制度の
お知らせまる！

優良産廃処理業者認定制度とは…

- 都道府県等が、通常の許可基準よりも厳しい基準で審査し、優良な産業廃棄物処理業者（処分業者・収集運搬業者）を認定する制度です。
- 認定された処理業者は、許可証に「優良」マークが記載され、都道府県等のホームページで公表されます。

【栃木県の優良産廃処理業者一覧】

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/201803yuuryoupr.html>

栃木県

排出事業者の方へ

このチラシは障害者就労施設等からの優先調達により印刷しています。

信頼できる処理業者をみつけて、契約する際の手がかりに！

栃木県の認定業者については、栃木県公式ホームページに掲載しています。

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/201803yuuryoupr.html>

全国の認定業者は、『優良さんぽいナビ』 URL: <http://www3.sanpainet.or.jp/> でも確認できます。

優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めましょう！

処理業者の方へ

★ 認定を受けるメリット

- ① 許可証に「優良」マーク
- ② 許可の期間が5年→7年に！
- ③ 環境配慮契約法に基づき、国等の契約で有利な取扱いを受けられるなどの特典があります！

★ 認定を受けるには、次の5つの全てに適合していることが必要です。

- | | |
|--|---|
| ① 実績と違法性…5年以上産廃処理業を営んでおり、廃棄物処理法に基づく改善命令等を受けていないこと。 | ② 事業の透明性…法人の基礎情報、許可の内容等をインターネットで公表し、所定の頻度で更新していること。 |
| ③ 環境配慮の取組…ISO14001、エコアクション21等の認証を受けていること。 | ④ 電子マニフェスト…電子マニフェストが利用可能であること。 |
| ⑤ 財務体質の健全性…自己資本比率が一定以上、法人税等を滞納していないなど財務体質が健全であること。 | |

★ 更新許可申請と併せて申請してください。許可の期限を前倒しして申請することもできます。

★ 具体的な申請方法については、栃木県公式ホームページ

- ① 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（環境省）
- ② 優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領（栃木県資源循環推進課）

を御覧ください。

優良認定制度に関するお問合せ・申請窓口

| 名 称 | 住 所 ・ 電話番号 | 所 管 区 域 |
|------------------------|---|---|
| 県西環境森林事務所 環境部 環境対策課 | 〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL : 0288-23-1000 | 鹿沼市、日光市 |
| 県東環境森林事務所 環境部 環境対策課 | 〒321-4325 真岡市荒町 116-1 TEL : 0285-81-9002 | 真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 |
| 県北環境森林事務所 環境部 環境対策課 | 〒324-0041 大田原市本町 2-2828-4 TEL : 0287-22-2277 | 大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| 県南環境森林事務所 環境部 環境対策課 | 〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL : 0283-23-4445 | 足利市、佐野市 |
| 小山環境管理事務所 環境対策課 | 〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL : 0285-22-4309 | 小山市、栃木市、下野市、壬生町、野木町 |
| 資源循環推進課 審査指導班 | 〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL : 028-623-3154 | 宇都宮市、栃木県外 |

※宇都宮市から許可を受けている場合は、宇都宮市廃棄物対策課 (028-632-2929) へお問い合わせください

R5.3 現在

栃木県内で野生の山菜類・きのこを採取する前に！



春を迎え、山菜採りを樂しまれる方が増加する時節ですが、野生の山菜類・きのこの採取に際しては以下に挙げる注意が必要となります。

1. 出荷制限等の確認をしましょう！

○栃木県内の野生の山菜類・きのこの中には、福島第一原発事故の影響を受け、今でも多くの区域で原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が区域ごと、品目ごとにかけられているものがあります。

○出荷制限区域内のこしあぶら【野生】、たらのめ【野生】等では、食品衛生法で定める放射性物質の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウムが、未だに検出されています。

○出荷制限区域内で採取した山菜類・きのこは、自家消費であっても摂取を控えるよう十分注意してください。また、制限区域で採取したものは販売（インターネット販売、通販を含む。）はできません。

○出荷制限区域外の地域で採取する場合であっても、自己消費や販売の前に採取した野生の山菜類・きのこが、栃木県の放射性物質モニタリング検査で基準値（100Bq/kg）を下回っていることを必ず確認してください。



2. そもそも、山菜類・きのこを採取しても良い場所かどうかをしっかり確認しましょう！

○他人の山林等で山菜類・きのこを採取する場合は、土地所有者の許可を得ずに採取すると、森林窃盗として処罰される場合があります。（森林法第197条）



3. 有毒植物の誤食による食中毒に注意しましょう！

○有毒な植物の中には、山菜類や野菜などの食べられる植物と見た目がそっくりなものがあり、区別するのが難しいものもたくさんあります。そのため、全国的にも誤って有毒な植物を探って食べたことによる食中毒が毎年発生しています。

○毒きのこも同様で、食べられるきのことよく似た、専門家でも食用か、そうでないかの見分けがつきにくいものがたくさんあります。更に、きのこの毒は極めて強いものもあり、中には命にかかるケースもあります。

○食用か、そうでないかがよくわからない植物は、絶対に採ったり食べたりしないようにしましょう。

4. 問い合わせ先

(野生の山菜類について)

| 事務所名 | 電話番号 | 管轄市町 |
|-----------|--------------|-------------------------------|
| 県西環境森林事務所 | 0288-21-1229 | 鹿沼市、日光市 |
| 県東環境森林事務所 | 0285-81-9004 | 宇都宮市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 |
| 県北環境森林事務所 | 0287-23-6365 | 大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那珂川町、那須町 |
| 県南環境森林事務所 | 0283-23-1443 | 足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町 |
| 矢板森林管理事務所 | 0287-43-1439 | 矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町 |

(食品の安全性について)

| センター等名 | 電話番号 | 管轄市町 |
|------------|--------------|---|
| 県西健康福祉センター | 0289-64-3028 | 鹿沼市、日光市 |
| 県東健康福祉センター | 0285-83-7220 | 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 |
| 県南健康福祉センター | 0285-22-4235 | 小山市、下野市、上三川町、野木町、栃木市、壬生町 |
| 県北健康福祉センター | 0287-22-2364 | 大田原市、那須塩原市、那須町、矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町、那須烏山市、那珂川町 |
| 安足健康福祉センター | 0284-41-5897 | 足利市、佐野市 |
| 宇都宮市保健所 | 028-626-1110 | 宇都宮市 |

警戒度レベル2における対応

【区域】 栃木県全域

【期間】 令和5(2023)年2月15日(水)～

県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

- ワクチン接種者含め、基本的な感染対策(※)を徹底する。
 - 都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染対策(※)を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控える。
 - 速やかにオミクロン株対応ワクチンの接種を受ける。
 - 感染に不安のある場合には、無料検査を活用する。
 - 65歳未満で軽症の重症化リスクが低いと考えられる者は、発熱外来の受診に代えて、「検査キット配布センター」の活用も検討する。
 - 65歳未満の自己検査等による陽性者で重症化リスクが低く、軽症又は無症状の方は、「どちらが健康フオローアップセンター」での陽性登録も検討する。
 - 救急外来及び救急車は、適切に利用する。
- ※「三つの密」の回避、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」等
(3月13日以降は「マスクの着用」については、個人の主体的な選択を尊重し、各個人の判断に委ねることを基本とする。
「令和5年3月13日(月)からのマスクの着用について」(R5.2.14栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部)参照)

令和5年3月13日(月)からのマスクの着用について

R5.2.14
栃木県新型コロナ感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられており、基本的な感染対策(人と人との距離の確保)、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気等)が重要です。このうち、「マスクの着用」については、**以下のマスクの着用を推奨する場面等を周知しつつ、個人の主体的な選択を尊重し、各個人の判断に委ねることを基本とします。**

マスクを着用する場面

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

症状がある者、新型コロナ検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

マスクの着用を推奨する場面

① 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面

・ 医療機関受診時

- ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。)に乗車する時(当面の取扱)

② 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時

③ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務時

- ◎個人の主体的な判断を尊重し、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにしましょう。
◎事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるることは許容されるものです。(各業界団体において、方針に沿って業種別ガイドラインの見直しが行われ、現場や利用者へ周知される予定です。)
◎保育所・認定こども園等において、2歳未満児についてはこれまで同様、2歳以上児についても、マスクの着用は求めません。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対しては、適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じてください。

学校等における対応は別途

～お金のはなし（足利銀行）～

お金のはなし（最終回 分配金受取時と相場下落時にどう考えるか）

【株式ファンドの「年2回決算型」などの場合、多額の分配金を出す場合があります】

投資信託は年1回以上の決算を行うことが義務付けられており、決算回数は投資信託毎に異なり、毎月行うものから年に1回だけのものまでさまざまです。

決算時には分配金を支払う場合がありますが、同じ投資信託の「コース」として、積極的に分配金を支払うもの（例：○△ファンド（年2回決算型））と、そうでないものという複数のコースを設定している投資信託もあります。

いずれの場合も、分配金の額はその期の基準価額水準などから総合的に決められているため、決算前に大きく基準価額が上がっている場合には、多額の分配金を出すことがあります。

しかし基本的に言えることは、「**分配金を出すと、その分だけ基準価額が下がる**」ということです。つまり、「一部解約」したのと何ら変わらないのが、投資信託における分配金です。とはいっても、せっかく受け取った分配金。そのお金はどう考えるべきでしょうか。

分配金を再投資するコースをそもそも選んでいないのであれば、楽しく使ってしまうのもよいと思います。一方、多額の分配金が支払われたということは、足元の市場環境は好調な場合が多いです。受け取った分配金を使ってしまうのではなく、新たな投資に振り向けるのもいいかもしれません。

ただし、今度は積極的に分配を行わないタイプ（例：○△ファンド（1年決算型））を候補に入れたいものです。分配金は一部解約と同じことであり、投資元本を減らしているからです。投資の世界に居続けて、**投資元本を大きく増やすことを目指すなら、積極的な分配はしない投資信託を持つのが資産形成の王道**と言えます。

【基準価額が大きく下がった時は、購入時の「目的」と「覚悟を」思い出すことが大切です】

基準価額が下がっているということは、投資信託が投資するマーケットが不調ということですが、その理由を探ってみると、**短期目線の投資家の投資意欲が、マーケットのサイクルやノイズに関するニュースによって一時的に悪化しているに過ぎないことが多い**はずです。

そうした時は「大きく考え、どっしり構える」ことが大切です。投資信託を使ってマーケット本来の「パワー」を賢く使おうという長期戦なのです。毎日出たり入ったりする短期投資家と一緒に右往左往しても、きっと良いことはありません。

人がより便利なもの、より豊かな生活を求め続ける限り、経済は右肩上がりのはずであるという大きな考え方立ち返り、いったん冷静になって購入時のご自身の想いを振り返っていただきたいのです。

一方で、本当に大きく基準価額が下がった場合には、**前向きなアクション**を取るのも有効な手段と考えます。具体的には**同じファンドの買い増し**です。既に保有している投資信託の基準価額が下落した際、もし長期的な目線での価格上昇期待が引き続き有効と考えられるなら、同じ投資信託をより低い基準価額で買い増すわけです。**それにより「平均購入単価」を下げ、來たる将来の値上がり時のリターンを大きくすることができます。**

～お金のはなし（足利銀行）～

特に投資信託は口数で買うため、前回よりも低い基準価額で同額を買うと、より多い口数を取得することになり、平均購入単価は単純な平均値よりも下がります（積立投資信託で言われる「ドルコスト効果」に相当します）。

もちろん、買い増す分のリスクを受け入れることとなるのですから、改めて「持ち続ける覚悟」が必要となるのは言うまでもありません。

●(ご参考)同額を買い増した場合の平均取得コスト

| 既保有分の基準価額 | 新規で買い増す場合の基準価額 | | | | | |
|-----------|----------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 14,000 | 12,000 | 10,000 | 8,000 | 6,000 | 4,000 |
| 16,000 | 14,933 | 13,714 | 12,308 | 10,667 | 8,727 | 6,400 |
| 14,000 | 14,000 | 12,923 | 11,667 | 10,182 | 8,400 | 6,222 |
| 12,000 | 12,923 | 12,000 | 10,909 | 9,600 | 8,000 | 6,000 |
| 10,000 | 11,667 | 10,909 | 10,000 | 8,889 | 7,500 | 5,714 |
| 8,000 | 10,182 | 9,600 | 8,889 | 8,000 | 6,857 | 5,333 |
| 6,000 | 8,400 | 8,000 | 7,500 | 6,857 | 6,000 | 4,800 |

※「既保有分の基準価額」と「新規で買います場合の基準価額」が交差するところが、同額を買い増した場合の平均購入単価の目安です。

当コラムは今回が最終回です。これまで19回にわたりお届けしてまいりました間にも、投資環境は日々刻々と変化してきました。

| | 2021年8月31日 (第1回) | 2022年2月28日 | 2022年8月31日 | 2023年2月28日 (最終回) |
|------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|
| 日経平均株価 | 28,089.54円 | 26,526.82円 | 28,091.53円 | 27,445.56円 |
| NYダウ平均株価 | 35,360.73ドル | 33,892.60ドル | 31,510.43ドル | 32,656.70ドル |
| 円ドル為替相場 | 109.90円 | 115.55円 | 138.63円 | 136.33円 |
| 日本国債10年利回り | 0.025% | 0.192% | 0.226% | 0.500% |
| 米国国債10年利回り | 1.309% | 1.825% | 3.193% | 3.920% |

足元ではモノ・エネルギー・サービスとも値上がりを続けています。一方、「人生100年時代」が到来しているように、私たちの寿命も伸び続けており、その分多額の老後資金が必要になってきています。私たちは加速するインフレーションや長い老後生活を見据え、できるだけ早いうちに、かつ高い本気度をもって資金を準備していく必要があるのは言うまでもありません。

これまでの日本は、高水準の社会保障制度のもと、積極的にお金を増やす取組（＝投資）の必要性が大きく叫ばれませんでした。しかし今、学習指導要領の改定により高校生から

～お金のはなし（足利銀行）～

金融商品のメリット・デメリットを学ぶようになったことや、NISA（少額投資非課税制度）の大幅な制度変更が予定されていること等が物語っているように、日本政府も危機感をもって私たち国民の積極的な資産形成の後押しをしています。このコラムは投資信託に焦点を当てて解説してきましたが、お読みいただいた皆さまの何らかの「気づき」につながり、ご資産運用の一助となれば幸いです。

最後までお付き合いいただきありがとうございました。

足利銀行では、皆さまの豊かな未来づくりを応援するため、資産形成のサポートをはじめ、大切なご資産に関するあらゆるご相談にお応えしております。ぜひご活用ください。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広 告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続したい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客様の“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

詳しい内容は、あしぎんマネーデザインの
ホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検索



会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】－許可証の変更等について－

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

－編集後記－

新型コロナも5月8日から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行することが決まり、名称も「コロナ2019」に変更され、マスクの着用も3月13日から個人の判断に任されるようです。

3月から食料品をはじめ様々なものが値上げされ、今年は値上げの年になりそうです。そんな中で、われわれの処理料金はどうなるのか。排出事業者にとっては、1円でも安くとの思いはより強くなるものと思われ、値上げどころか根切されないか心配です。

エッセンシャルワーカーとしての位置づけが認められ、適正処理のためには、燃料費や消耗品などの値上げに見合った処理料金アップが不可欠になります。この業界は慢性的な人員不足の体质でもあり、適材適所の人員確保が維持できるのか、また、会員のほとんどが中小企業でもあり変化に堪え切れるのか、来月から始まる新年度がどのような年度になってゆくか、心配でもあり楽しみでもあります。

協会の隣の桜美公園の梅が満開で、駐車場の枝垂れ桜の咲くのが待ち遠しいです。

－事務局だより－

☆ 2月3日（金）

公益社団法人全国産業資源循環連合会全国正会員事務局責任者会議がWeb会議において開催され、湯澤専務理事が参加しました。

☆ 2月20日（月）

2023年度許可等講習会における事務取扱説明会がWeb会議において開催され、中指事務局次長が出席しました。

☆ 2月22日（水）

環境学習出前授業が、日光市立今市第2小学校において開催され、青年部の山本副部長、熊本幹事、村上部員が参加しました。